



様式第12号

一般廃棄物処理施設設置許可証

令和元年8月19日

住所 群馬県前橋市荒牧町13番地41

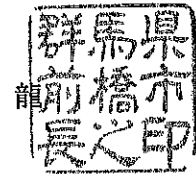
氏名 庭前紙業株式会社

代表取締役 庭前功

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第8条第1項の規定により、設置の許可を受けた一般廃棄物処理施設であることを証する。

前橋市長 山本



許可の年月日	平成21年2月17日	許可番号	前橋市第046-0号								
施設の種別及び処理する一般廃棄物の種別(当該一般廃棄物に石綿含有一般廃棄物が含まれる場合は、その旨を含む。)	施設の種別：ごみ処理施設(選別、圧縮) 処理する一般廃棄物の種別：廃プラスチック類、紙くず、繊維くず、金属くず(以上4種別)										
設置場所	前橋市堀越町588番地1、588番地5、589番地3										
処理能力	<table border="0"> <tr> <td>廃プラスチック類</td> <td>208.0トン/日(8時間)</td> </tr> <tr> <td>紙くず</td> <td>138.8トン/日(8時間)</td> </tr> <tr> <td>繊維くず</td> <td>178.4トン/日(8時間)</td> </tr> <tr> <td>金属くず</td> <td>54.4トン/日(8時間)</td> </tr> </table>			廃プラスチック類	208.0トン/日(8時間)	紙くず	138.8トン/日(8時間)	繊維くず	178.4トン/日(8時間)	金属くず	54.4トン/日(8時間)
廃プラスチック類	208.0トン/日(8時間)										
紙くず	138.8トン/日(8時間)										
繊維くず	178.4トン/日(8時間)										
金属くず	54.4トン/日(8時間)										
許可の条件	-										
留意事項	<ol style="list-style-type: none"> 1 施設の設置(変更)に当たっては、各種関連法規を遵守すること。 2 計画内容等に変更があった場合は速やかに連絡し、指示を受けること。 3 施設の使用前検査申請書を提出し、職員の検査を受けること。 										